

I. はじめに

12月14日に平成31年度の税制改正大綱が公表されました。今回の税制改正においては、平成31年10月の消費税率引き上げを見据え、需要変動を平準化する観点から、消費税負担の大きい住宅・自動車にかかる減税措置を拡充することがメインテーマとなりました。一方で、企業へ影響を与える改正は、研究開発税制の見直し等が行われたものの、比較的影響の小さい内容にとどまっています。

今年最後の Seiwa Newsletter では、これらの税制改正のうち、主な項目について解説します。

II. 家計へ影響する主な改正

(1) 住宅ローン減税の拡充

今回の大綱で、消費税率10%が適用される住宅購入の際の住宅ローン減税が拡充されることになりました。

現行制度では、住宅ローン控除の控除期間は10年ですが、消費税率が引き上げられる平成31年10月1日から平成32年12月31日までの時限措置として、控除期間を3年延長し13年とします。

控除額については、1~10年目は現行制度と同じ「年末ローン残高（一般住宅は4,000万円を限度）×1%」が税額控除できますが、延長される11年目以降の3年間については「建物取得価額（一般住宅は税抜4,000万円を限度）×2/3%」が上限となります。これは、消費税の増税率2%を延長される3年間で減殺する措置となっているためです。

(2) 車体課税の見直し

現在、車体課税については、自動車の取得及び保有に応じて、主に以下の課税が生じます。（自家用乗用車のケース）

取得	消費税（購入価格の8%）
	自動車取得税（購入価格の0~3%）(①)
保有	自動車税（排気量に応じて年29,500~111,000円）(②)
	自動車重量税（車検時に4,100円/0.5t）

消費税増税により取得時の税負担が大きくなるため、これによる需要減に対応するため、主に①取得にかかる自動車税環境性能割（現行の自動車取得税）と②保有にかかる自動車税について大きな減税措置が手当されました。

① 自動車税環境性能割

現行の自動車取得税が平成31年10月の消費税引き上げと同時に廃止され、自動車税環境性能割が導入されます。今回の大綱では、この環境性能割を平成32年9月30日までの1年間に限り、1%減免する措置が講じられました。

H32年度 燃費基準	自動車取得税		自動車税環境性能割	
	~H31.3	~H31.9	~H32.9	H32.10~
+40%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
+30%	0.6%	1.5%	0.0%	0.0%
+20%	1.2%	1.5%	0.0%	0.0%
+10%	1.8%	2.3%	0.0%	1.0%
達成	2.4%	2.4%	1.0%	2.0%
未達成	3.0%	3.0%	2.0%	3.0%

② 自動車税（種別割）

平成31年10月1日以降に新車新規登録を受けた自家用乗用車について、全ての排気量区分で税負担を恒久的に引き下げます。

排気量	減税額（年あたり）
~1000cc	4,500円
1000cc~1500cc	4,000円
1500cc~2000cc	3,500円
2000cc~2500cc	1,500円
2500cc~	1,000円

自動車税の恒久減税は、昭和25年（1950年）の制度創設以来初めてとなります。恒久減税により生じる地方税の減収について、エコカー減税（自動車重量税）の対象車種の絞り込みや自動車重量税の地方への譲与割合の段階的引き上げにより国税で補填されます。

(3) ふるさと納税制度の見直し

近年、過度な返礼品競争が問題となっていたふるさと納税制度について、総務省がふるさと納税対象自治体を指定する新たな措置が導入されました。自治体がこの指定を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

- 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
- 返礼品を地場産品とすること

当該改正は、平成31年6月1日以後に支出された寄付金について適用されます。指定外の自治体へ支払われた寄付金は、住民税の特例控除の対象外として扱われます。

(4) 仮想通貨に関する所得税の課税関係の整備

個人が仮想通貨を売却した場合において、その取得価額を計算する際に行う期末評価額の計算方法は、移動平均法又は総平均法とすることが明確化されます。この点、国税庁が『仮想通貨関係 FAQ』の公表についての中で、交換業者が交付する年間取引報告書の必要事項を転記すると所得金額が計算できるエクセルシートを公表しています。

また、仮想通貨取引等、経済取引が多様化する中で、適正課税を確保するために、高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、国税当局が事業者等に情報照会を行うことができる制度が創設されます。

III. 企業へ影響する主な改正点

(1) イノベーションを促進する研究開発税制の見直し

デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直しが行われました。

- ① 総額型（試験研究費の額に税額控除率を乗じた金額を法人税額から控除する制度）において、試験研究費の増加インセンティブを強化する観点から、増加率がプラスの場合は税額控除率が増加、マイナスの場合は減少するように控除率が見直されました。また、設立後 10 年以内の一定のベンチャー企業を対象に、税額控除の上限が法人税額の 40%（現行 25%）に引き上げられます。
- ② オープンイノベーション型（特別試験研究費の額に税額控除率を乗じた金額を法人税額から控除する制度）では、大企業や研究開発型ベンチャーに対する一定の委託研究等を制度の対象に追加することで、これらの企業が有する知見を活用した研究開発を後押しします。また、税額控除の上限が法人税額の 10%（現行 5%）に引き上げられます。

(2) 中小企業関連

中小企業による設備投資等を促進し、経営を支援する観点から、資本金 5 億円以上の大法人の 100%子法人等を適用対象から除くという見直しを行ったうえで、下記の減税措置が講じられます。

- ① 中小法人の法人税率の特例（年 800 万円以下の所得に対して 15%（本則 19%））の適用が 2 年間延長され、平成 33 年 3 月 31 日までに開始する事業年度へ拡大します。
- ② 中小企業が特定の設備投資を行った場合に特別償却又は税額控除を認める中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制、商業・サービス業活性化税制の適用が、一部の適用範囲・要件を厳格化したうえで 2 年間延長され、平成 33 年 3 月 31 日までとなります。

- ③ 近年の自然災害の多発を受けて、中小企業の事前防災を促進する観点から、「事業継続力強化計画（仮称）」の認定を条件に、自家発電機や排水ポンプ、耐震・免震装置などの防災・減災設備への投資について、取得価額の 20%を特別償却できる制度が創設されます。

(3) 地方法人課税の偏在是正

地方法人特別税（国税）が、消費税率が引き上げられる平成 31 年 10 月 1 日以降開始事業年度から廃止され、法人事業税（地方税）に還元されますが、地域間の財源偏在是正のための新たな恒久措置として、還元後の法人事業税の一部を特別法人事業税（仮称）（国税）として徴収し、その全額を各都道府県に配分します。この改正により、東京都の税収は約 4,200 億円減少するという試算が示されています。

改正前後の税率は下記のとおりであり、法人実効税率にも影響を及ぼす可能性があります。

税目	課税標準 (所得区分)	～資本金 1 億円		資本金 1 億円～	
		改正前	改正後	改正前	改正後
法人事業税 (所得割)	～400 万円	5%	3.5%	1.9%	0.4%
	～800 万円	7.3%	5.3%	2.7%	0.7%
	800 万円～	9.6%	7%	3.6%	1%
特別法人事業税	所得割	-	37%	-	260%

(4) 仮想通貨に関する法人税の取扱い

平成 30 年 3 月 14 日に企業会計基準委員会（ASBJ）より実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」が公表されたことを受け、法人税において以下の措置が講じられます。

	会計上の取扱い	法人税法上の取扱い
期末評価	活発な市場が存在する仮想通貨については、時価評価により評価損益を計上（活発な市場がなければ原価法）	同左
譲渡原価	特段の定めなし	移動平均法又は総平均法（法定算出方法は移動平均法）

上記は平成 31 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から適用されます。平成 31 年 4 月 1 日より前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、会計上仮想通貨を時価評価していない場合には、税務上も時価評価を適用しないことができる経過措置が講じられます。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>